

2019年度 保護と利用のバランス委員会 成果報告

『標準必須特許、AI、IoT、ビッグデータ関連』



2020年3月12日

中国IPG 保護と利用のバランス委員会

西 真一(安川電機(中国)有限公司)

小幡 正人(理光(中国)投資有限公司)

諸 永強(電装(中国)投資有限公司)

0. 委員会の概要

(1) 背景

中国における独禁法取締強化を契機とし、保護と利用のバランスの観点から中国における知財関連法規について研究を行っている。

(2) 概要

独禁法、不競法が実務面に与える影響を研究してきた。2018年度より、世界各国で注目を浴びているAI、IoT、ビッグデータ関連についても研究も行っている。

(3) 委員会メンバー(計15社、順不同)

三菱重工業(中国)有限公司、キヤノン(中国)有限公司、電装(中国)投資有限公司、豊田汽車(中国)投資有限公司、理光(中国)投資有限公司、本田技研工業(中国)投資有限公司、アル卑斯(中国)有限公司、松下電器(中国)有限公司、パナソニックR&D(蘇州)有限公司、マツダ(中国)企業管理有限公司、林達劉事務所、上海金天知的財産代理事務所、日本西村朝日律師事務所、森・濱田松本法律事務所、安川電機(中国)有限公司

1. 現状認識と課題

1. 現状認識と課題

これまで、法律、ガイドライン、有識者へのヒアリング等をもとに、独禁法、不競法が実務面に与える影響、動向、AI、IoT、ビッグデータ関連における知財動向を広く研究してきた。

動向については引き続き広く監視が必要であるが、特定テーマである①標準必須特許関連、②AI、IoT、ビッグデータ知財関連については、中国において活発化している背景もあり、まだまだ研究の余地がある。

2. 調査目的・調査研究方法

テーマ1; 標準必須特許、標準化の動向の把握

研究方法; 中国標準化制度の研究、関連判例研究、有識者へのヒアリング、等

テーマ2; IoT、ビッグデータ、AI、ブロックチェーンの知財関連の研究

研究方法; 活用からみた出願時の留意点、特定分野の出願動向分析、判例研究、有識者へのヒアリング、等

3. 研究に基づく成果

- ~2019年5月中旬
テーマの設定
- 2019年7月12日
「ビッグデータ、人工知能の変革と知財イノベーション」
(講師; 数文明 涂子沛氏、場所; JETRO広州)
- 2019年9月20日
(1)「中国の標準必須特許に関する最新動向」1回目
(講師; Orrick事務所 馬氏、場所; JETRO上海)
- 2019年12月13日
(2)「アルゴリズムやビジネス規則及び方法を含む発明
の中国特許保護」
(講師; EAST-IP 張氏、場所; JETRO北京)
- 2020年1月10日
(3)「中国の標準必須特許に関する最新動向」2回目
(講師; Orrick事務所 馬氏、場所; JETRO北京)

講演タイトル;「中国の標準必須特許に関する最新動向」

■標準必須特許に関する背景

●主な技術分野

- ・無線/通信
- ・動画圧縮
- ・DRAM(Dynamic Random Access Memory)
- ・ブルーレイ技術

●中国における関連規定

- ・「専利法改正草案(送審稿)」第85条
- ・「専利法司法解釈(二)」第24条
- ・「深セン経済特区の知的財産保護に関する若干の規定(改正稿)」第28条
- ・北京市高級人民法院「専利権侵害判定の手引き(2017)」第149~152段

●業界の主な論点

- ・ロイヤリティ計算方法
- ・差止命令の適用範囲

■標準必須特許の特徴

①FRAND宣言;②差止命令は稀である;③FRAND原則に基づくロイヤリティ;④ライセンスの交渉双方にはいずれも「善意」の態度が必要。

■ロイヤリティ算定方法の傾向

・業界では主に①比較算定、②TOP-DOWN、③DOWN-TOPの三つの算定方法が知られているが、中国の判例上、今まで最も多く採用された算定方法は①である。

■ライセンス交渉の注意事項

- ・権利者として; ①標準規格作成段階で関連特許を事前に宣言しなければならない;②FRAND原則に従う;③善意のライセンシーに拒絶(NO License)不可。
- ・実施者として; ①対象特許が標準規格に該当するかをチェック;②ライセンスを受ける希望を表明;③交渉の過程では善意でなければならない。

■中国における差止命令の審査要素

- ・①当事者の交渉経過を全面的に審査し、交渉の時期、方式、内容、及び膠着状態に陥った原因などをチェックの上、審理する。
- ・弁護士の経験では、差止命令が下される程度は、他国と比較すると、EU>CN>US。

■標準必須特許に関する紛争の対応策及び参考となる法的理論

●対応策

- ・下記のような対策が考えられるが、それぞれ利点と欠点があるので、具体的案件によって、十分に評価の上、対応すべき。
 - ①競争当局へ苦情の申立；
 - ②FRAND原則に基づく訴訟；
 - ③FRAND原則に基づく仲裁

●参考となる法的理論

- ・標準必須特許のライセンス交渉については、FRAND原則が大前提であり、いずれの一方が原則に準じないと、準じない一方のリスクが高くなる。
主に以下のポイントで相手と対抗する。
 - ①契約違反
 - ②承諾の反論
 - ③確認の訴訟
 - ④独禁法違反

3. 研究に基づく成果 (2) AI等関連

・2019年12月13日

「アルゴリズムやビジネス規則及び方法を含む発明の中国特許保護」
(講師; EAST-IP 張氏、場所; JETRO北京)

(1) 未来先端技術について

2017年10月, 19大報告で「IoT、ビッグデータ、AI、ブロックチェーンなどと実体経済を深く融合させ推進する」ことを提起

(2) 2017年中国AI分野特許の分析

- ・2014年以降急激に増加。2017年は1万7千件以上。うち特許は6500件程度で実用新案の比率が半分以上
- ・海外からの中国AI分野特許登録数ランキングは1位米国(317件)、2位日本(88件)、3位ドイツ(63件)、4位韓国(56件)
- ・2017年の出願の技術分野としては応用分野が1万5千件強で最も多く、基礎アルゴリズム(1400件弱)、基礎ハードウェア(500件弱)

(3) アルゴリズムやビジネス規則・方法を含む出願の審査

客体の判断: 法25条YES⇒法2条YES⇒保護の客体となる

・法25条: 知的活動の規則と方法

請求項に技術特徴も含まれる場合はYES

・法2条: 技術方案

請求項に自然法則を利用した技術手段が記載され、これにより自然法則に従った技術効果を得る場合はYES

3. 研究に基づく成果 (2) AI等関連

(3) アルゴリズムやビジネス規則・方法を含む出願の審査(続き)

進歩性の判断

技術特徴と互いに機能的にサポート・作用する関係にあるアルゴリズム、ビジネス規則及び方法の特徴は進歩性判断の際に考慮される

※技術特徴と互いに機能的にサポート・作用する関係にある＝アルゴリズムが特定の技術分野に適用され、特定の技術的課題を解決できる場合

【参考】US: 考慮されるかどうか不明確、判断方法が複雑、JP、EPC: 考慮される

開示要件

技術特徴と互いに機能的にサポート・作用する関係にあるアルゴリズムの特徴またはビジネス規則と方法の特徴が如何に一緒に作用し、有益な効果をもたらすかを明記

(4) 出願書類作成の留意点

- ・アルゴリズム、ビジネス方法、数学モデル自体、その改良の発明は×
- ・モデルの応用に係る発明、モデル学習の発明は○

請求項の注意点

- ・入出力が必要
- ・応用分野と組み合わせる。複数分野に応用可能な場合は応用分野を上位概念

明細書の注意点

- ・本発明の解決案を、当業者が実現できるような程度に記載
- ・従来のアルゴリズム、モデルの利用であっても明細書に簡単な説明を記載
- ・技術特徴と互いに機能的にサポート・作用する関係にあるアルゴリズムがどのように連携して有益な効果を生じるかを記載

4. 実務への提言

(1) 標準必須特許に関わるライセンス交渉において、交渉の当事者は誰か、ロイヤリティ負担者は誰か、合理的なロイヤリティ算定方法は何か等々、まだまだ共通的かつ統一的な認識がない状況である。したがって、これらに影響を与える裁判例や各国の政策策定状況について、今後もうウォッチングが必要である。

(2) 出願件数が大幅に増えている、IoT、ビッグデータ、AI、ブロックチェーンに関して、それらの権利を用いた訴訟結果、判例などを継続的にウォッチングを行って、出願・権利化の実務にフィードバックをすることが必要である。

5. 積み残された課題

独禁法、不競法等の動向については引き続き広く監視が必要であると考える。

例；国家市場監督管理総局より2019年7月に下記規定が公布

- ・「独占合意の禁止に関する暫定規定」
- ・「市場支配的地位濫用行為の禁止に関する暫定規定」
- ・「行政権限濫用による競争の排除・制限行為の禁止に関する暫定規定」